

横浜市強度行動障害者集中的支援事業実施要領

制定 令和8年3月23日 健障推第2567号（局長決裁）

（目的）

第1条 強度行動障害のある者であって、自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす行動が非常に激しくなり、現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが困難になった者に対し、個々の障害特性や生活環境をアセスメントし、特性に応じた支援や環境調整等を行う集中的支援（以下「集中的支援」という。）を実施することで、対象者の状態の軽減を図るとともに、地域において個々の障害特性に応じた支援が受けられる体制を構築することを目的とする。この要領は、集中的支援の実施に当たり、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領における用語の定義は、この要領で定めるもののほか、国が示す基準（「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について（令和6年3月19日こ支障第75号、障障発0319第1号）」（以下「国通知」という。））の例による。

（1）強度行動障害を有する者

行動関連項目10点以上である障害者をいう。

（2）広域的支援人材

状態が悪化した強度行動障害を有する者に対してアセスメントを行い、対象者が利用する事業所等に対して、専門的知見に基づき助言等を行うとともに、中核的人材を育成し、地域支援体制の整備の核となる者をいう。

広域的支援人材は、国通知に基づき、横浜市が選定し、「広域的支援人材登録名簿（様式1-1）」に登録した者とする。

（実施主体）

第3条 本事業の利用調整の実施主体は横浜市とし、利用調整の実務は横浜市発達障害者支援センターが行う。

（事業内容）

第4条 強度行動障害を有する者の状態が悪化し、現に利用している障害福祉サービス等における生活の維持が困難となった場合において、横浜市が選定した指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所（以下「実施施設」という。）が当該対象者を受け入れ、集中的支援を提供する。

2 広域的支援人材は、集中的支援実施計画に基づき、実施施設に対して、対象者の状況や支援内容の確認を行いながら、助言援助を行う。

3 実施施設は、国通知に基づき、横浜市が選定し、「集中的支援実施施設 登録名簿（様式1-2）」に登録する。

（名簿の管理・共有）

第5条 横浜市は、「広域的支援人材登録名簿（様式1－1）」及び「集中的支援実施施設 登録名簿（様式1－2）」を作成の上、適時に更新し管理する。

2 選定・登録した広域的支援人材及び実施施設等の情報は、登録名簿に掲載された全ての広域的支援人材及び実施施設、横浜市発達障害者支援センター及び区福祉保健センターに共有するものとする。

（説明・同意）

第6条 事業所等は、対象者及びその家族に対し、集中的支援の内容のほか、対象者に係る個人情報支援に必要な範囲で当該支援関係機関及び関係者において相互に提供・共有することを説明し、「集中的支援に係る同意書（様式2）」により同意を得ておくものとする。

（申請）

第7条 集中的支援を希望する事業所等は、横浜市発達障害者支援センターに「集中的支援実施申請書（様式3）」を提出するものとする。ただし、事業所等による申請が困難な在宅の対象者については、区福祉保健センター等から申請を受け付けるものとする。

2 第1項の申請を受け付けた横浜市発達障害者支援センターは、「集中的支援実施申請書（様式3）」の複写及び前条に規定する「集中的支援に係る同意書（様式2）」の複写を区福祉保健センターへ共有するものとする。

（集中的支援実施の検討）

第8条 横浜市発達障害者支援センターは、広域的支援人材、申請事業所、基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所、区福祉保健センター、実施施設等による実施検討会議を開催し、対象者への集中的支援の必要性を検討する。

（区福祉保健センターの処理）

第9条 区福祉保健センターは、前条第2項の申請書の複写が共有されたときは、当該申請が次の各号に示す基準に適合していることを確認するものとする。

（1）第2条で定義した「強度行動障害を有する者」

（2）集中的支援実施後の対象者の居住の場について、方針が定まっていること

2 区福祉保健センターは、第1項の基準に適合していることを確認し、前条の実施検討会議において集中的支援の必要性が認められた場合には、「集中的支援実施申請書（様式3）」の複写に必要事項の補記を行った上で、横浜市発達障害者支援センター及び横浜市へ提出し、集中的支援の実施を依頼する。

（広域的支援人材への実施要請）

第10条 横浜市発達障害者支援センターは、前条第2項の依頼に基づき、広域的支援人材登録名簿に登録されている広域的支援人材の中から、対象者の集中的支援に対応する人材を検討・調整し、「集中的支援実施要請書（様式4）」により、広域的支援人材へ支援の実施を要請するものとする。このとき、「集中的支援に係る同意書（様式2）」及び「集中的支援実施申請書（様式3）」の複写を添付すること。

- 2 横浜市発達障害者支援センターは、実施の依頼を行った区福祉保健センターに対して、広域的支援人材の派遣について連絡するものとする（「集中的支援の実施要請書（様式4）」の複写を共有）。

（集中的支援実施計画の作成）

第11条 前条の実施要請を受けた広域的支援人材は、集中的支援の申請者に連絡の上、事業所等へ訪問等を行い、対象者と生活環境のアセスメントを実施する。

- 2 広域的支援人材は、横浜市発達障害者支援センターと協議の上、実施施設を検討し、対象者の受入れを行う実施施設と連絡調整を行う。
- 3 広域的支援人材は、第1項のアセスメントに基づき、対象者の状態・状況の改善に向けた環境調整その他の必要な対応・支援を短期間で集中的に実施するための支援全体の進め方である「集中的支援実施計画書（参考様式1）」を、実施施設や事業所等と連絡調整を行った上で作成する。
- 4 広域的支援人材は、集中的支援実施計画書を横浜市発達障害者支援センターに提出するとともに、区福祉保健センター及び横浜市に複写を共有する。
- 5 広域的支援人材は、概ね月に1回以上の頻度で集中的支援実施計画の見直しを行うものとする。

（集中的支援の実施）

第12条 実施施設は、強度行動障害支援者養成研修実践研修修了者が中心となって対象者を受け入れ、広域的支援人材の助言・援助を受けながら対象者に支援を行う。

- 2 広域的支援人材は、集中的支援実施計画に基づき、実施施設に対して、対象者の状況や支援内容の確認を行いながら、助言・援助を行う。

（派遣期間等）

第13条 本事業における広域的支援人材の派遣期間及び実施施設での受入期間は、原則として集中的支援を開始した日の属する月から起算して3か月以内とし、派遣は1か月に4回を限度とする。

- 2 前項の期間が終了した後、再び対象者の状態が悪化した場合などは、集中的支援の必要性を十分に検討し、集中的支援の実施に必要な手続きを経て、再度、集中的支援を実施することができる。

（集中的支援の終了）

第14条 実施施設は集中的支援の後に対象者が生活・利用する事業所等に対し、対象者の状況等の共有、環境調整等の助言援助及び引継ぎ等を行う。

- 2 広域的支援人材は、集中的支援の終了後、「集中的支援実施報告書（参考様式2）」を作成し、横浜市発達障害者支援センターに提出するとともに、複写を区福祉保健センター及び横浜市に共有する。また、当該報告書を活用し、対象者の支援に携わる事業所等に支援方法等の引継ぎを行う。

（秘密の保持）

第15条 広域的支援人材は、事業の実施にあたり、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、本業務から離れた後も適用する。

（支援者ネットワークの構築）

第 16 条 横浜市発達障害者支援センターは、強度行動障害の支援に携わる支援者によるネットワークを構築し、集中的支援の実施状況等を共有するとともに、支援者同士の連携及び標準的支援を実現するための人材育成を行うものとする。

(費用負担)

第 17 条 広域的支援人材の派遣に係る費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 障害福祉サービス等報酬の集中的支援加算（Ⅰ）を算定した申請者は、広域的支援人材に対して、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うものとする。
- (2) 前号に定める負担額は、事業所等及び広域的支援人材双方の協議の上定めることとし、横浜市は関与しない。

附 則

本要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

広域的支援人材登録名簿

自治体名 【 横浜市 】

作成日 令和 年 月 日

	氏 名	所属法人名 事業所名	所属の所在地 連絡先（電話番号） （Eメール）	該当 要件 ①②③	登録年月
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

*以下の広域的支援人材の該当要件にあたる番号を記入する

- ① 中核的人材養成研修の講師等（ディレクター・トレーナー）である者
- ② 発達障害者支援体制整備事業による発達障害者支援地域支援マネジャーである者
- ③ 強度行動障害を有する児者への支援に知見を有すると都道府県等が認める者

集中的支援実施施設 登録名簿

自治体名 【 横浜市 】

作成日 令和 年 月 日

	事業所名	事業種別	所在地 連絡先（電話番号） （Eメール）	該当 要件 ①②③	登録年月
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

*以下の集中的支援を実施する施設の該当要件にあたる番号を記入する

- ① 施設入所支援においては、重度障害者支援加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）、共同生活援助・短期入所においては、重度障害者支援加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定できる体制があること。
- ② 強度行動障害を有する児者への標準的支援についての外部専門家を活用したコンサルテーションを継続的に受けていること
- ③ 都道府県が実施している強度行動障害支援者養成研修への講師・ファシリテーター等の派遣に協力していること

集中的支援に係る同意書

(集中的支援の実施申請をする事業所等)

管理者 殿

(支援対象者の保護者等)

住所

氏名

続柄 ()

※自署

対象者 _____ に対する強度行動障害集中的支援について、その内容等の説明を理解した上で、次のことに同意します。

- 1 事業所等が実施申請書を提出し、申請が認められた場合、対象者に対し、集中的支援が実施されること
- 2 当該集中的支援の実施に当たり、対象者及びその家族に係る個人情報支援に必要な範囲内で使用し、当該支援関係機関及び関係者において相互に提供し、共有すること

横浜市発達障害者支援センター長 殿

集中的支援実施申請書

申請者 ☐ 相談支援事業所 ☐ 通所事業所 ☐ 入所施設・GH ☐ その他	法人名	
	事業所名	
	管理者（氏名）	
	所在地（住所）	
	連絡先（電話）	
	*利用中の事業所等がなく区役所等が対応する場合は、所属名・担当者・連絡先がわかるよう記載してください。	
対象者	氏名	
	生年月日	
	住所	
利用事業所等 (申請者以外の利用事業所)	法人名	
	事業所名	
	所在地	
	担当者名	
	連絡先（電話）	
相談支援専門員	事業所名	
	担当者名	
	連絡先（電話）	
支援終了後の居住場所について	集中的支援終了後の居住場所 * 自宅の場合もその旨記入 (申請時点で決まっている場合や、方針が定まっている場合はご記入ください) ↳ 施設名：	
集中的支援が必要な理由		
備考	支援チームやその他の関係機関などを記載してください	

* 対象者の受給者証の写し及び集中的支援に係る同意書（様式 2）を添付してください。

 横浜市発達障害者支援センター長
 健康福祉局障害施策推進課長 宛

実施検討会議終了後に補記

申請に対し、下記の基準適合を確認し、必要性が認められましたので、集中的支援の実施を依頼します。

- ☐ 行動関連項目 10 点以上
☐ 支援終了後の居住場所について方針が定まっている

区・担当者名 _____ 区 _____
 連絡先（電話） _____

集中的支援実施要請書

(広域的支援人材)

様

横浜市発達障害者支援センター

集中的支援の実施申請に基づき、集中的支援の実施を要請します。

集中的支援の実施対象者氏名	
福祉保健センター名	区福祉保健センター

(添付資料)

- ・ 集中的支援に係る同意書（様式 2）写し
- ・ 集中的支援の実施申請書（様式 3）写し

(連絡事項等)

横浜市発達障害者支援センター長 殿

集中的支援実施計画書

広域的支援人材
氏 名

①対象者の基礎情報						
氏名			住所			
年齢	歳	性別		区分		手帳種別・等級
その他	(医療情報等)					
②家族環境						
氏名	続柄	年齢	健康状態	介護者 (主◎従○)	備考	
		歳				
		歳				
		歳				
		歳				
③当該児者の強度行動障害の状態						
☐ 自傷 ☐ 他害 ☐ 器物損壊 ☐ こだわり(人) ☐ こだわり(人以外) ☐ 著しい多動 ☐ パニック ※ ☐ をクリックすると✓が入ります						
具体例：						
④身体拘束・行動制限等の状況について						
有・無 ＊有の場合は要件や理由を記載						
⑤当該児者への支援状況						
事業所名(事業種)	支援状況(役割・利用頻度等)			【エコマップ】		
⑥集中的支援を実施する施設等						

集中的支援の実施計画（最長 3 ヶ月）

内容	実施 予定日	実施 場所	類型	支援計画
アセスメント ○家族環境 ・本人との関係 ・経済状況 ・主たる介護者の状況 等 ○生活等の環境 ・居住環境 ・地域の状況 等 ○支援環境 ・支援者の状況 等 ○その他 ・インフォーマル支援 ・本人の強み 等 			☐ 訪問 ☐ 居住	
環境調整等の実施 ○日中活動 ・作業場環境の調整 ・作業内容の検討 等 ○居室での過ごし ・居室環境の調整 ・スケジュールの提示方法 ・コミュニケーションツールの検討 ・統一した支援手順 ・睡眠調整 等 			☐ 訪問 ☐ 居住	
フォローアップ ○対象者の状況等の共有 ○支援終了後に利用・生活予定の事業所等への引継ぎ			☐ 訪問 ☐ 居住	

横浜市発達障害者支援センター長 殿

集中的支援実施報告書

広域的支援人材

氏 名

集中的支援の記録（月に1回程度に記入する）
①令和 年 月 日
実施テーマ：
☐ 順調に進んでいる ☐ 進捗に課題あり ☐ 未実施
アセスメントや環境調整の実施
②令和 年 月 日
実施テーマ：
☐ 順調に進んでいる ☐ 進捗に課題あり ☐ 未実施
アセスメントや環境調整の実施
③令和 年 月 日
実施テーマ：
☐ 順調に進んでいる ☐ 進捗に課題あり ☐ 未実施
アセスメントや環境調整の実施

支援方法の整理 ※引継ぎ情報	
基本となる環境調整(写真の添付や説明)	
場所の工夫(刺激の整理等)	時間の工夫(生活の見通し)
方法の工夫	見え方の工夫(視覚的指示、明瞭さ、整理の方法)
やりとりの工夫(コミュニケーション)	楽しみに期待をもてる工夫(動機付け)
本人の変化(身体拘束の程度、1日のスケジュールなど)	
今後のプランやコメント	

【必要に応じて添付】

- ・ 氷山モデルシート
- ・ 特性確認シート
- ・ ストラテジーシート
- ・ 強み確認シート
- ・ 支援計画シート等（支援計画シート・支援手順書兼記録用紙）